

エコマーク商品類型 No.158

「節水器具 Version1.3」

認定基準書

—適用範囲—

- A. 節水コマ
- B. 定流量弁
- C. 泡沫キャップ
- D. 流量調整弁
- E. 手元止水機構付シャワーヘッド
- F. 小流量吐水機構付シャワーヘッド

制 定 日 2016 年 1 月 1 日
最新改定日 2022 年 12 月 15 日
有効期限 2027 年 12 月 31 日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.158「節水器具 Version 1.3」認定基準書

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本認定基準は、従前の商品類型 No.116「節水型機器 Version2」(有効期限 2020年 7月 31日)を全面的に見直し、「便器などの衛生器具」、「給水栓」および「節水器具」の 3つの独立した商品類型として新たに制定したものである。適用範囲は引き続き、家庭内および事業所などで使用される便器などの衛生器具、給水栓および節水器具を対象としているが、便器や水栓などそれぞれの製品特性に応じた基準内容を設定するために、関連する日本工業規格(JIS)の改定内容、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)ならびに都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)で規定されている「節湯水栓」の定義を踏まえて適用範囲を見直している。また、商品類型 No.116 は制定から 10年が経過していたため、最新の法規制や規格、各社の技術開発による製品の進化などを踏まえ、基準内容について総合的なレビューを行っている。

近年では節水意識の向上とともに、省エネ住宅ポイント制度などの国の施策の効果もあり、節水型機器の普及が急速に進んでいる。一般的に便器や水栓といった製品は使用期間が長いため、製品ライフサイクルの各段階のうち、使用段階の環境負荷が最も高い。本商品類型においても、使用段階における水使用量の削減を重視しているが、節水と洗浄性能あるいは使い心地にはトレードオフの関係があり、単に水使用量を削減すればよいというわけではない。このため、節水基準の設定にあたっては、機器の設置条件や使い心地などを総合的に考慮した。また、省資源、省エネ、有害物質の制限などの幅広い観点から評価を行うことで、製品のライフサイクル全体を通じて環境に配慮した節水型機器を採り上げることを目指した。

2. 適用範囲

本商品類型における適用範囲を表 1 に示す。

表 1 適用範囲

	製品の種類
A	節水コマ
B	定流量弁
C	泡沫キャップ

	製品の種類
D	流量調整弁
E	手元止水機構付シャワーヘッド
F	小流量吐水機構付シャワーヘッド

- 備考)
- 1 節水コマは、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマを対象とする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものを対象とする。
 - 2 定流量弁は、手洗い、洗顔または食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁を対象とする。

3. 用語の定義

節水コマ	給水栓において、節水を目的として製作されたコマをいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ給水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
定流量弁	弁の入口側または出口側の圧力変化に関わらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものであるものをいう。
泡沫キャップ	水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップをいう。
流量調整弁	弁の入口側または出口側の圧力変化に関わらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであるものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
手元止水機構付シャワーヘッド	浴室で使用するシャワーヘッドであって、吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水および止水操作ができる機能を有するシャワーヘッド(ホースを含む)をいう。

小流量吐水機構付 シャワーヘッド	当該シャワーヘッドを浴室シャワー水栓または浴室シャワーバス水栓に取り付けた状態で、小流量吐水性能を満たすシャワーヘッド(ホースを含む)をいう。
給水装置	需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結した給水用具(給水管に容易に取り外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓などの用具をいい、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まれない)をいう。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する 0.1wt%以下の不純物成分は含まない。

4. 認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.省資源と資源循環

- (1) 該当する節水器具を水栓に組み込んだ時の節水性能は、表 2 に示す製品の種類毎の基準に適合していること。

表 2 節水性能の基準

A:節水コマ	<p>次の要件 a)~d)をすべて満たすこと。</p> <p>a) ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>b) ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>c) 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>d) 電気を使用しないこと。</p>
B:定流量弁	<p>次の要件 a)~e)を満たすこと。</p> <p>a) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。</p> <p>b) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>c) 定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応していること。</p>

	<p>d) 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>e) 電気を使用しないこと。</p>								
C:泡沫キャップ	<p>次の要件 a)～d)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>b) 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>c) 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>d) 電気を使用しないこと。</p>								
D:流量調整弁	<p>次の要件 a)～e)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>b) 水圧 0.1MPa、ハンドル(レバー)開度全開において、器具設置場所での吐水流量が下記に示す数値以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="541 1144 1038 1344"> <thead> <tr> <th>機器設置場所</th> <th>吐水流量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洗面所</td> <td>5L/分</td> </tr> <tr> <td>台所・調理場</td> <td>5L/分</td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>8L/分</td> </tr> </tbody> </table> <p>c) 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>d) 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>e) 電気を使用しないこと。</p>	機器設置場所	吐水流量	洗面所	5L/分	台所・調理場	5L/分	シャワー	8L/分
機器設置場所	吐水流量								
洗面所	5L/分								
台所・調理場	5L/分								
シャワー	8L/分								
E:手元止水機構付シャワーヘッド	<p>次の要件 a)～c)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサーなどのスイッチで吐水および止水操作ができる機能を有していること。</p> <p>b) 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>c) 電気を使用しないこと。</p>								

F:小流量吐水機構付シャワーヘッド	<p>次の要件 a)～c)をすべて満たすこと。</p> <p>a) 当該シャワーヘッドを浴室シャワー水栓または浴室シャワーバス水栓に取り付けた状態で吐水力を測定し、その値が次の①または②のいずれか一つに適合していること。</p> <p>① 流水中に空気を混入させる構造を持たないもの : 0.6 N 以上</p> <p>② 流水中に空気を混入させる構造を持つもの : 0.55 N 以上</p> <p>b) 吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p>c) 電気を使用しないこと。</p>
-------------------	---

備考) 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

【証明方法】

表 2 に示す節水性能の基準に適合していることを付属証明書に記載すること。また、第三者機関または自社による測定結果などの証明書を提出すること。

- (2) 製品は、使用後にリサイクルしやすいように設計上の工夫がなされていること(例:材質表示、素材の単一化、異なる材料部品ごとに分解が容易であることなど)。

【証明方法】

本項目への適合状況を付属証明書に記載すること。また、リサイクルに配慮した設計であることが確認できる図面や設計書などの説明文書を提出すること。

4-1-2.有害物質の制限とコントロール

- (3) 製品の包装および梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ、および廃棄時の環境負荷低減に配慮されていること。また、製品の包装および梱包に使用されるプラスチック材は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

【証明方法】

包装材の材質および包装方法を付属証明書へ具体的に記載すること。また、製品の包装および梱包は、ポリマー骨格へのハロゲンを含むプラスチックの添加有無を付属証明書に記載すること。

- (4) 製品に抗菌加工をする場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 抗菌性能基準使用登録制度などに登録

していること。

【証明方法】

本項目への適合状況を付属証明書に記載すること。また、抗菌剤を使用している場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 抗菌性能基準使用登録制度などに登録していることを示す証明書の写しを提出すること。

- (5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写しなど)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割などを記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査などのチェック結果)

4-1-3.ユーザーへの情報提供

- (6) 次の a)および b)に関するユーザーへの情報を取扱説明書、カタログ、ホームページなどにわかりやすく記載していること。

- a) 取り付け可能な水栓の種類および取り付け方法
- b) 節水効果の現れる条件がある場合は、その設置条件などの情報(定流量弁または定流量弁内蔵水栓にあっては、設置箇所以降で分岐を行わず、分岐の後に取

り付けることの注意事項を含む)

【証明方法】

ユーザーへの情報を記載した取扱説明書、カタログ、ホームページなどの該当部分の写しを提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

- (7) 製品の品質については、該当する日本工業規格(JIS)、またはこれに準じた品質規格などに適合していること。また、給水装置は、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」に適合していること。

【証明方法】

該当する日本工業規格(JIS)、水道法施行令第5条「給水装置の構造及び材質の基準」などに適合していることを示す証明書、もしくは第三者機関または自社による品質試験結果などの証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込区分)は、適用範囲(表1)に示す製品の種類毎、かつ商品名毎とする。ただし、節水性能の基準(表2)に示すA~Fの複数の基準を同時に満たす場合は、同一の商品区分として取り扱う。
- (2) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマーク事務局のホームページにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。
- (3) 原則として、製品本体などにエコマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク (英語表記も可)」を含む表現を使用してもよい。

- 「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
 - * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2016年 1月 1日	制定 (Version1.0)
2018年 3月 1日	改定 (JIS B2061:2017 の反映 Version1.1)
2019年 4月 1日	改定 (5. (3)マーク表示の変更)
2021年 3月 1日	有効期限延長
2022年 4月 1日	改定 (用語の定義、表 2 の B 節水性能の変更 Version1.2)
2022年 12月 15日	改定 (4. (3)ハロゲンの表現変更)
2027年 12月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。